

(別紙2)

○ 「災害その他の特別の事情により補装具の購入又は修理に要する費用を負担することが困難となった補装具費支給対象障害者等に係る補装具費の取扱いについて」(平成19年3月27日障発0327004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)【新旧対照表】

(変更点は下線部)

改 正 後	現 行
<p style="text-align: right;">障 発 第 0327004 号 平成19年3月27日 <u>一部改正障 発 0329 第 15 号</u> <u>平成25年3月29日</u></p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p>災害その他の特別の事情により補装具の購入又は修理に要する費用を負担することが困難となった補装具費支給対象障害者等に係る補装具費の取扱いについて</p> <p><u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>(平成17年法律第123号。以下「法」という。)に基づく補装具費の支給について、災害その他の特別の事情により補装具の購入又は修理に要する費用を負担することが困難となった補装具費支給対象障害者等については、当該事情を考慮し、法施行に当たって別添を参考として取り扱うこととして差し支えないこととする。</p> <p>貴職におかれては御了知の上、適宜貴管内市町村を含め関係者及び関係団体等に対する周知方につきご配慮願いたい。</p> <p>なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。</p> <p style="text-align: right;">別添</p> <p>第一 定義</p>	<p style="text-align: right;">障 発 第 0327004 号 平成19年3月27日</p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p>災害その他の特別の事情により補装具の購入又は修理に要する費用を負担することが困難となった補装具費支給対象障害者等に係る補装具費の取扱いについて</p> <p><u>障害者自立支援法</u>(平成17年法律第123号。以下「法」という。)に基づく補装具費の支給について、災害その他の特別の事情により補装具の購入又は修理に要する費用を負担することが困難となった補装具費支給対象障害者等については、当該事情を考慮し、法施行に当たって別添を参考として取り扱うこととして差し支えないこととする。</p> <p>貴職におかれては御了知の上、適宜貴管内市町村を含め関係者及び関係団体等に対する周知方につきご配慮願いたい。</p> <p>なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。</p> <p style="text-align: right;">別添</p> <p>第一 定義</p>

- 1 「補装具費」とは、法第76条に規定する補装具費をいう。
- 2 「補装具費支給対象障害者等」とは、法第76条第1項に規定する補装具費支給対象障害者等をいう。
- 3 「負担上限月額」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第43条の3に規定する補装具費に係る負担上限月額をいう。

第二 （略）

- 1 「補装具費」とは、法第76条に規定する補装具費をいう。
- 2 「補装具費支給対象障害者等」とは、法第76条第1項に規定する補装具費支給対象障害者等をいう。
- 3 「負担上限月額」とは、障害者自立支援法施行令第43条の3に規定する補装具費に係る負担上限月額をいう。

第二 （略）